

三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会設置要綱

制 定 令和元年6月27日付け農林水第18-257号

一部改正 令和元年7月4日付け

一部改正 令和元年8月2日付け

(設置)

第1条 野生イノシシにおける豚コレラウイルス拡散の防止を図り、もって豚コレラの発生予防及びまん延防止を徹底するため、三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 経口ワクチンの散布に関すること
- (2) 野生イノシシにおける豚コレラウイルスの浸潤状況調査に関すること
- (3) その他必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の構成員は以下のとおりとし、構成員は、委員を一名任命する。

- (1) 三重県農林水産部農林水産総務課
- (2) 三重県農林水産部畜産課
- (3) 三重県農林水産部獣害対策課
- (4) 三重県農林水産部みどり共生推進課
- (5) 三重県農林水産部フードイノベーション課
- (6) 三重県中央家畜保健衛生所
- (7) 三重県北勢家畜保健衛生所
- (8) 三重県桑名農政事務所
- (9) 三重県四日市農林事務所
- (10) 桑名市
- (11) いなべ市
- (12) 蕨野町
- (13) 四日市市
- (14) 鈴鹿市
- (15) 亀山市
- (16) 一般社団法人三重県獣友会
- (17) 一般社団法人三重県獣友会桑名支部
- (18) 一般社団法人三重県獣友会いなべ支部
- (19) 一般社団法人三重県獣友会蕨野支部

- (20) 一般社団法人三重県獣友会四日市支部
- (21) 一般社団法人三重県獣友会鈴鹿支部
- (22) 一般社団法人三重県獣友会亀山支部
- (23) 三重県農業協同組合中央会
- (24) 全国農業協同組合連合会三重県本部
- (25) 三重北農業協同組合
- (26) 鈴鹿農業協同組合
- (27) 一般社団法人三重県畜産協会
- (28) 三重県養豚協会

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となり議事を運営する。

- 2 議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 同一構成員においては代理の出席を認めるものとする。
- 5 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第3項の規定を準用する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、一般社団法人三重県畜産協会に事務局を置く。

(事業年度)

第7条 協議会の事業年度は、対象事業の会計年度と同一とする。

(資金及び会計)

第8条 協議会の資金は、協議会構成員によるもの（会費、寄付金等）のほか、国等の事業を活用する場合にあっては国等事業費補助金を充てるものとする。また、協議会の会計は、事務局が開設した当該事業専用の管理口座で管理する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長及び副会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

(資産の譲与)

第10条 協議会の構成員は、協議会の目的の範囲内で、協議会の決定の上、自身の資産を協議会の活動のために譲与することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。